



お客様相談室便り

2022年05月号

電磁的記録によるクーリング・オフ

2022(令和4)年6月1日 改正特定商取引法が施行

- 「電磁的記録」によるクーリング・オフ申し出も受付けることになる。
- 個人のお客様へ交付をする契約書にも電磁的記録によるクーリング・オフ申し出可能の旨、明記が必須となる。



電磁的記録？？？

メールでも

クーリング・オフができるようになりました！



電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合があげられます。また、FAXを用いたクーリング・オフも可能となります。これまででもメール（HPのお問合せフォーム）、FAXでのクーリング・オフは受付けてきましたが、法改正により正式な受付となります。

1. メール対応に向けて

- ホームページにクーリング・オフ申し出専用ページを設置
- 新様式の契約書面を使用
- 取扱商品カタログの改訂
(注) クーリング・オフのお知らせ（赤字・赤枠）は、「書面又は電磁的記録」と記載する。

NEW



2. クーリングオフ報告書も一部改訂されます！

- 受付方法「6. 本社着書面」を「6. 本社着（書面・メール）」に変更

受付内容	受付日時	20 年 月 日 AM · PM 時 分
	受付方法	1. <input checked="" type="checkbox"/> 担当者に直接 2. <input checked="" type="checkbox"/> 施工時 3. <input checked="" type="checkbox"/> 所属入電 4. <input checked="" type="checkbox"/> 所属着書面 5. <input checked="" type="checkbox"/> 本社入電 6. <input checked="" type="checkbox"/> 本社着（書面・メール） 7. <input checked="" type="checkbox"/> ローン不可
	連絡者	1. 契約者 2. 配偶者 3. 家族 [a. 息子 b. 娘 c. ()] 4. 消費生活小心翼ひの者、他()
	第1受付者	職種 氏名

※詳しくは
2022.05.20ポータル配信
「クーリング・オフ受付/
日延べ未定物件報告書」
の改訂について
も併せてご確認下さい

※今回の改訂とは別件で、受理確認通知欄に高齢者確認の確認者への架電情報も追加しています。

～今後の可能性～

- 受付窓口が広くなり、電話や書面よりも気軽に申し出ができるため、クーリング・オフの件数が増える可能性もあります。
- メールでやり取りしたことのあるお客様の場合、担当者のメールや、携帯のショートメールへ、クーリング・オフ申し出が発生すると思われます。お手数ですがメールチェックをお願いします。



